

町民生活課からのお知らせ

ペットの糞の後始末等について

毎年雪解けとともに、町内の特定の場所で犬や猫の糞が放置されているとの苦情が寄せられます。

糞の後始末は飼主の責任で行うこととなり、迷惑を掛けることがないようにしましょう。

また、ペットは飼主の責任により一生涯面倒を見る義務がありますので、入院や引っ越しなどの事情でも対応できる頭数の飼育をしてください。

場合によっては、動物虐待などで罰金刑となる場合がありますので、飼主の責任を果たしましょう。

犬の登録と狂犬病予防注射について

犬を飼った時は、町へ登録が義務付けられています。登録料は1頭3千円です。狂犬病予防接種は毎年接種する義務があり、登録や予防接種をしていないと、20万円以下の罰金に処せられることもあります。予防接種を受けていないと、人や馬などを噛んだ場合、多額の賠償金を請求されたり、災害時に同行避難ができない状況になりますので、必ず登録や予防接種を受けましょう。

●問い合わせ先 町民生活課町民生活グループ ☎ 0146・47・2112

野焼きについて

● 許可なく野焼き（ドラム缶や小型焼却炉でのごみ焼却含む）をした場合は、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金が課せられますので、絶対にやめましょう。

● なお、例外として農家の火入れ（枯草焼き、稲わら焼き）などの野焼きは認められています。火入れを行うには、役場産業課への事前の届け出が必要です。

ごみの不法投棄について

● ごみの不法投棄は犯罪です。例えば私有地であっても廃棄物処理法の適用により5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金が課せられます。更に法人などの場合は、3億円以下の罰金が課されます。

● 町で定められたごみの分別により適切に排出してください。



役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

その1

新冠町長選挙のお知らせ

新冠町長の任期満了による選挙を下記のとおり行います。

町民の皆さんの声を、町政に反映する大切な選挙ですので、忘れずに投票しましょう。

また、投票所や投票時間については、後日届く入場券をご確認ください。

○選挙期日 4月25日（日）

投票日当日に投票所へ行けない方は、期日前投票をしましょう。

○期日前投票

4月21日（水）～4月24日（土）

・場所 役場1階 101会議室

・時間 午前8時30分から午後8時まで

●問い合わせ先

新冠町選挙管理委員会

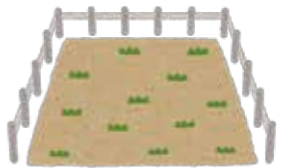
☎ 0146・47・2111



農地の転用について

農地に住宅や農業経営に必要な施設を建設する場合、あるいは資材置場や道路など農地以外にする場合には、北海道知事の許可を受けなければなりません。許可を受けずに建物を建設したり、許可の内容と異なることを行った場合は、工事の中止、原状回復などの指導が行われ、改善されない場合「農地法違反」として、懲役や罰金が科せられます。

農地転用には、他の法令の許可も必要となることから、許可されるまでに一定の期間を要しますので、転用の計画があるときは、お早目に農業委員会までご相談ください。



●問い合わせ先

農業委員会事務局 ☎ 0146・47・2472

健康カレンダー

(お問い合わせ先: 保健福祉課 ☎ 0146・47・2113)

月	日	時間	事業名	場所
3月	18日(木)	13:00~16:30	フッ素塗布	レ・コード館
	23日(火)	受付 10:00~	4・7・12ヶ月児健康診査	レ・コード館
受付 13:00~		1歳6ヶ月・3歳児健康診査		
4月	12日(月)	13:00~16:30	フッ素塗布	レ・コード館
	27日(火)	受付 10:00~	4・7・12ヶ月児健康診査	レ・コード館
		受付 13:00~	1歳6ヶ月・3歳児健康診査	

新型コロナウイルス感染症の状況により中止及び延期する場合があります。
また、その他の事業については開催が決定しましたら、町政事務委託文書などでお知らせします。

ご寄附ありがとうございました。(敬称略)

●まちづくりに役立ててと

☆野尻 剛志 (ドラムセット1台)

●学校教育活動に役立ててと

☆日高地区漁協青年部連絡協議会

(図書カード100,000円分)

●老人ホーム「恵寿荘」で役立ててと

☆武岡 盛吉 (30,000円)

☆藤原 則行 (古布1箱)

☆木村 千鶴子 (カット布2袋)

☆ボランティアグループちよぼら (古布2袋)

新冠町社会福祉協議会へ

●香典返しに代えて

☆的場 文子 (50,000円)

☆村本 正男 (50,000円)

☆小松 隆弘 (50,000円)

☆中山 ヨシ子 (30,000円)

●福祉事業に役立ててと

☆中地 広大 (古布2袋)

☆田端 百合子 (古布1箱)

☆村本 友子 (古布4箱)

確定申告等の申告・納付期限を延長します

令和2年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限につきましては、先般、国税庁より新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、4月15日（木）まで延長する旨の発表がありました。

これに伴い、個人町民税の申告期限も4月15日（木）まで延長します。

○申告の受付・相談日程

4月15日（木）まで

※平日のみの受付・相談となります。

○受付時間

午前9時～午後4時

●問い合わせ先

税務課税務グループ

☎ 0146・47・2115



子育て支援センターからのお知らせ

★おしゃべりルーム★

・期日 ①3月18日（木）10時～11時30分
②4月22日（木）10時～11時30分

・内容 ①『大人のリラックスヨガ』
②『子どもの日制作』

・申し込み期間

①3月16日（火）まで
②4月20日（火）まで

・定員 10組（0歳～就学前）(①・②)

★チャイルドランド★

・期日 4月15日（木）10時～11時30分

・内容 『のぼるおもちゃプレート』

・申し込み期間

4月13日（火）まで

・定員 10組（0歳～就学前）

※新型コロナウイルス感染症の状況により事業が延期または中止になる場合があります。

●問い合わせ先：子育て支援センター ☎ 0146・47・4525